2　令第四条の規定により読み替えて適用される限度政令第一条第七号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第八条の二の規定の例により算定した数とする。

3　令第四条の規定により読み替えて適用される限度政令第一条第九号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第九条の規定の例により算定した数とする。

（学校教育法施行規則の読替え）

第三条　特定公立国際教育学校等に関する学校教育法施行規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十二条	任命権者	任命権者（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（第九十条第五項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）にあつては、当該学校の管理を行う同法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人）
第九十条第五項	公立の高等学校	公立の高等学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百三十三号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「事業」を「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」に改め、同条中「認定事業者は、」の下に「法第十三条第四項に規定する」を加え、同条を第十六条とする。

第六条の見出し中「変更」を「法第十三条第七項の変更」に改め、同条中「第二条各号」を「第十一条各号」に改め、同条を第十五条とする。

第五条の見出し中「変更の」を「法第十三条第五項の変更の」に改め、同条第二号中「第三条第七号」を「第十二条第七号」に改め、同条を第十四条とする。

第四条の見出し中「変更」を「法第十三条第五項の変更」に改め、同条中「認定事業者」の下に「（同条第四項に規定する認定事業者をいう。第十六条において同じ。）」を加え、「第二条各号」を「第十一条各号」に改め、同条を第十三条とする。

第三条の見出し中「申請書」を「法第十三条第二項第三号の申請書」に改め、同条を第十二条とする。

第二条の見出し中「申請書」を「法第十三条第二項の申請書」に改め、同条を第十一条とする。

第一条の見出し中「特定認定」を「法第十三条第一項の特定認定」に改め、同条中「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「特定認定」の下に「（同項に規定する特定認定をいう。第十二条第七号、第十三条第二号、第十五条第二号及び第十六条第二号において同じ。）」を加え、「同条第二項」を「法第十三条第二項」に改め、同条を第十条とし、同条の前に次の九条を加える。

（指定の申請）

第一条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第六条第二項に規定する指定試験機関の指定（同条第一項に規定する指定をいう。次項第四号において同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地

二　試験事務（令第六条第一項に規定する試験事務をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　試験事務のうち、行おうとするものの範囲

四　試験事務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五　試験事務に従事する役員の氏名及び略歴を記載した書類

六　現に行っている業務の概要を記載した書類

七　試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

（検査証票）

第二条　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。

（登録手続）

第三条　令第八条において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。次条及び第五条において「準用児童福祉法施行令」という。）第十六条の申請書は、第二号様式によるものとする。

（国家戦略特別区域限定保育士登録証）

第四条　都道府県知事は、準用児童福祉法施行令第十六条の申請があったときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有すると認めたときは、国家戦略特別区域限定保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に第三号様式による国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付する。

2　都道府県知事は、前項の審査の結果、当該申請者が国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有しないと認めたときは、理由を付し、同項の申請書を当該申請者に返却する。

（書換え交付等の申請書の様式）

第五条　準用児童福祉法施行令第十七条第二項の申請書は、第四号様式によるものとし、準用児童福祉法施行令第十八条第二項の申請書は、第五号様式によるものとする。